羽農発第1-3号 令和7年1月6日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

羽生市長 河田 晃明

市町村名(市町村コード)				羽生市				
			(11216)			
地域名 (地域内農業集落名)				岩瀬地区				
	(中宿東部・中妻南部	♂・中妻北部・	中岩瀬下	•下岩瀬下•桑	崎西部•桑□	崎東部·小松第一·	小松第二)	
協議の結果を取りまとめた年月日				令和6	年12月9日			
励識の福来を取りる	まとめた平月口	(第2回)						
注4 「地景友」問には せ	達の担が訊はされま	マザナシギレ	曲井坐	トンサック曲さ	坐住さねナミ	コポーテノギナハ		

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題

【現状】主な作物:水稲・露地野菜・花さ 農業を担う者:認定農業者等11人、利用者3人

- ★農業者の高齢化や担い手不足が進んでいる
- ★1区画当たりの面積が小さいほ場が多い
- ・地区内に市街化区域を含んでおり、開発事業と農業振興の兼ね合いを図ることが難しい地域
- ・農用地区域外の農地(白地)が多く、基盤整備事業を活用できる地域が限られる

【不安や課題】

- ★後継者がおらず、自分が離農した時に次の耕作者が見つかるか不安
- ★自分が耕作している農地の近隣に耕作放棄地があり、困っている
- 袋とじになっている農地が散見される地域があり、耕作放棄地化が進んでいる
- (2) 地域における農業の将来の在り方
 - 1 主要作物は、水稲・露地野菜・花き
 - 2 定期的な話し合いの場を設け、地域農業における現状把握・共有を図る
 - 3 作業効率の向上を図るため、基盤整備事業を行う
 - 4 新規就農者や若手農業者・地区外の担い手等、規模拡大に意欲的な者への農地集積・集約を行う
 - 5 ほ場に面している農道・水路・法面及び畦畔の管理については、近隣ほ場や他の耕作者の営農に支障が出ないよう、原 則、当該ほ場を耕作している耕作者にて適切な管理を行う
- 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- (1) 地域の概要

区均	104 ha		
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	41 ha	
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha	

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内における「現況農地(一般田・一般畑)」を地域計画対象農地とする。

※農業振興地域外の農地・現況地目が農地ではない農地・開発予定区域内の農地は、地域計画策定範囲に含まない。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項								
	(1)農用地の集積、集約化の方針								
	分散ほ場及び小区画農地による作業効率の低下が課題となっていることから、これらの解消に向けた農地の集積・集約を							の集積・集約を図	
	る。羽生市遊休農地解消対第	事	業費補助金を活用した畦畔	徐去	そを行い集積を行う。				
(2)農地中間管理機構の活用方針									
	相対による農地貸借(口約束等)が多く、公的機関を通した農地貸借が定着していないことから、まずは農地中間管理								
	のものへの理解を促し、事業			間管:	理機構を通した農地貸	借σ	定着を図った	こうえ	えで、今後も引き
	続き耕作状況の見える化を追	₌αンる	O _o						
	(3)基盤整備事業への取組ス	分針							
	ほ場の耕作条件や農業を担								
	ては、地元一体となった主体	りな	収組か必要となるため、 定	· 期的	」な話台いの場を通し(息形 放を凶る	必 多	きかめる。
	(4)多様な経営体の確保・育								
	加須農林振興センター及び羽生市農政課において新規就農相談を受けた際には、地元農業者と連携して農地の斡旋や指								農地の斡旋や指導
	者の選定、アフターフォローを行うなど、地域一体となって新規就農者の定着に取り組む。								<i>t</i> >奴党从(典 类 左
	また、県・市及びJAで行っている就農支援の周知・PRを行い、市内外問わず若年層や定年退職者など多様な経営体(農業を担う者)の確保・育成を図る。								は柱呂仲(辰未で
	III / II / V HENT II / V C EI O O								
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針								
	水稲・麦の病害虫防除については、農業者の任意でJAに委託することが可能。								
	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)								
	□ ①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④輸出		5果樹等
	□ ⑥燃料・資源作物等	V	⑦保全•管理等		8農業用施設		9その他		
	【選択した上記の取組方針】	<u> </u>	<u> </u>		1 -				
	ほ場に面している農道・水路	法配	5及び畦畔の管理について	14.	近隣は場や他の耕作:	者の	堂農に支障#	ŃН	ないよう. 原則.
	当該ほ場を耕作している耕作			.100	是两种 10年			, ш	TRANSPORT